社会福祉法人杉の木会　役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人杉の木会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号にさだめるところによる。

(1) 役員とは、定款第１６条第１項の規程に基づきおかれる理事及び監事をいう。

(2) 常勤役員とは、役員のうち。この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は、常勤理事、監事は常勤監事という。

(3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(4) 評議員とは、定款第５条の規程に基づき置かれている者をいう。

(5) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(6) 報酬等とは、社会福祉法第４５条の 35 第１項で定める報酬、賞与その他名称の如何を問わず職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(7) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（勤務形態に応じた報酬等の区分）

第３条　役員等に対し、役員等の職務遂行の対価として、その勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員報酬

(2) 非常勤役員報酬

(3) 評議員報酬

２　この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

（報酬等の額及びその算定方法）

第４条　この法人の全理事の各年度の報酬等の総額は、1,500,000 円以内とする。

２　この法人の全監事の各年度の報酬等の総額は、100,000 円以内とする。

３　理事長及び常務理事の報酬は、別表１のとおりとする。

４　非常勤役員の報酬は、別表２のとおりとする。

５　評議員の報酬は、別表３のとおりとする。

（報酬等の支払方法）

第５条　理事長及び常務理事の報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法により、毎月 25 日に支払う。

２　非常勤役員及び評議員の報酬は、会議に出席し、若しくは業務にあたったその都度現金で支給する。

３　前項の支払は、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込む方法により行うことができる。

４　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金等を控除して支給する。

（使用弁償）

第６条　役員等が、第 4 条第 3 項から第 5 項の規程により報酬を受ける業務に従事するときは、その職務を行うために要する費用を弁償する。

２　費用の弁償の額は実費とする。

３　前 2 項の規程にかかわらず、出張によらないで従事する業務については、その職務を行うために要する費用が報酬額を上回る場合に限り、その差額を支給する。

４　この法人の職員を兼務し、給与規程による通勤手当及び旅費規程による旅費が支給される役員には、本条は適用しない。

（公表）

第７条　この法人は、この規程を以って、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

（補則）

第９条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附　則

この規程は、平成 27 年　4 月　1 日より施行する。

この規程は、平成 29 年　4 月　1 日より施行する。

この規程は、令和 5 年　4 月　1 日より施行する。

別表１　理事長及び常務理事の報酬

	報酬額（1 人当たり）		報酬上限額	備考
理事長	評議員会出席		1 月当たり 20,000 円	
	評議員会出席の日以外の日における法人業務の運営（ただし、理事会出席を除く）			
	法人業務の運営のための出張			
常勤理事	評議員会出席		1 月当たり 20,000 円	
	評議員会出席の日以外の日における理事長の命による法人業務又は事業の運営（ただし、理事会出席を除く）のための出張			
	理事長の命による法人業務または事業の運営のための出張			

別表２　非常勤役員の報酬

	報酬額（1 人当たり）		報酬上限額	備考
理事	理事会等会議出席	1 回につき 5,000 円		
	理事会等会議出席の日以外の日における理事長の命による法人業務又は事業の運営のための出勤	1 回につき 5,000 円		
	理事長の命による法人業務又は事業の運営のための出張	1 日につき 5,000 円		
監事	理事会等会議出席	1 回につき 5,000 円		
	法人業務又は事業の運営状況を指導又は監査の業務のための出勤	1 回につき 5,000 円		
	法人業務又は事業の運営状況を指導又は監査の業務のための出張	1 日につき 5,000 円		

別表３　評議員の報酬

	報酬額（1 人当たり）		報酬上限額	備考
評議員	評議員会出席	1 回につき 5,000 円		
	評議員会出席の日以外の日における法人業務又は事業の監督のための出勤	1 回につき 5,000 円		
	法人業務又は事業の監督のための出張	1 日につき 5,000 円		

社会福祉法人杉の木会の評議員選任・解任委員会委員の報酬規程

（目的）

第1条　この規程は、社会福祉法人杉の木会(以下「法人」という)の評議員選任・解任委員会委員の報酬及び実費弁償費等について必要な事項を定める。

（定義）

第2条　この規程で評議員選任・解任委員会委員とは、杉の木会の定款に明示された委員3名をいう。

（評議員選任・解任委員会の出席報酬）

第3条　評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表１により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2　交通費の実費が、報酬額を超える場合には、その差額を支給する。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第4条　評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会以外の日において、法人業務の運営のために業務にあたった場合は、別表１により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2　交通費の実費が、報酬額を超える場合には、その差額を支給する。

（適用除外）

第５条　事業の職員を兼務する委員は、この規程は適用しない。

(改　正)

第６条　この規程を改正する必要が生じた場合には、理事会の議決を経なければならない。

別表１　（第３条・４条関係）

名　称	報　酬
評議員選任・解任委員会出席報酬等	5,000 円

附則　　この規程は、平成 29 年４月１日より適用する。

附則　　この規程は、令和５年４月１日より適用する。